

# 第2期加東市 子ども・子育て支援事業計画

## (案)

令和2年3月  
兵庫県 加東市



(あいさつ)



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	6
4 制度改正等のポイント	6
(1) 子ども・子育て支援法の改正	6
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	7
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	7
5 計画の策定体制と経過	8
(1) 子育て支援に関するアンケートの実施	8
(2) 「加東市子ども・子育て会議」の設置	8
(3) パブリックコメントの実施	8

## 第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計等からみる加東市の現状	9
(1) 人口等の状況	9
2 ニーズ調査から見る加東市の現状	14
(1) 調査の概要	14
(2) 主な保育者の状況	15
(3) 母親の就労状況	17
(4) 育児休業制度利用の状況	20
(5) 教育・保育事業の状況	22
(6) 子育て支援施策	24
3 施策の進捗評価	25

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等	29
2 計画の基本目標	29
3 施策の体系図	30
4 重点的な取組	32

## 第4章 施策の展開

基本施策 I-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実.....	37
具体的施策1 子どもの健全育成.....	37
基本施策 I-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応.....	46
具体的施策1 虐待防止.....	46
具体的施策2 障がいのある子どもへの施策.....	48
具体的施策3 子どもの貧困対策.....	50
基本施策 II-1 安心して子育てができる環境づくり.....	52
具体的施策1 子育て支援の質と量の充実.....	51
具体的施策2 母子の健康づくり.....	55
具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実.....	58
具体的施策4 経済的支援.....	58
基本施策 II-2 子育てと仕事の両立の推進.....	60
具体的施策1 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進.....	60
具体的施策2 男女共同参画の家庭への啓発.....	60
具体的施策3 ひとり親家庭への支援.....	61
基本施策 III-1 地域の子育て応援の輪づくり.....	63
具体的施策1 地域のネットワークづくり.....	63
具体的施策2 地域の教育力の向上.....	64
具体的施策3 情報の提供.....	65
基本施策 III-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり.....	66
具体的施策1 快適な環境づくり.....	66
具体的施策2 安心・安全な環境づくり.....	67

## 第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

1 教育・保育事業等の提供区域.....	73
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	74
(1) 推計の手順.....	75
(2) 子ども人口の推計.....	75
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	76
3 教育・保育事業の提供.....	77
(1) 施設型事業.....	77
4 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	79
(1) 延長保育事業.....	79
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	79
(3) 病児・病後児保育事業.....	79

(4) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）	80
(5) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）	81
(6) 一時預かり事業	81
(7) 利用者支援事業	82
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	82
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	83
(10) 養育支援訪問事業	83
(11) 妊婦健康診査事業	84

## 第6章 計画の推進のために

1 計画の推進体制	87
2 計画の公表および周知	87
3 計画の評価と進行管理	88

## 資料編

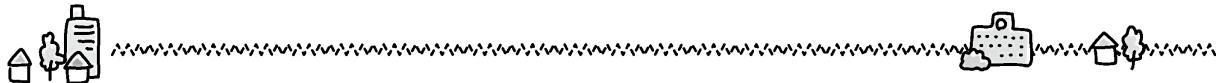
1 加東市子ども・子育て会議委員名簿	91
2 会議の経緯	92



## 第1章

# 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

加東市（以下「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「子育て 子育ち応援タウン かとう」を基本理念とした加東市子ども・子育て支援事業計画を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

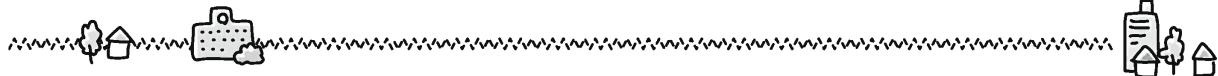
本市の2015（平成27）年の合計特殊出生率が1.68と高い水準を誇る中、国は1.45と目標値1.80を大きく下回り、急速な少子化の流れは留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化してきました。

こうした中、平成28年4月には子ども・子育て支援法の一部が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取組の支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関するさまざまな法律等が施行・改正されています。

令和元年10月には、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

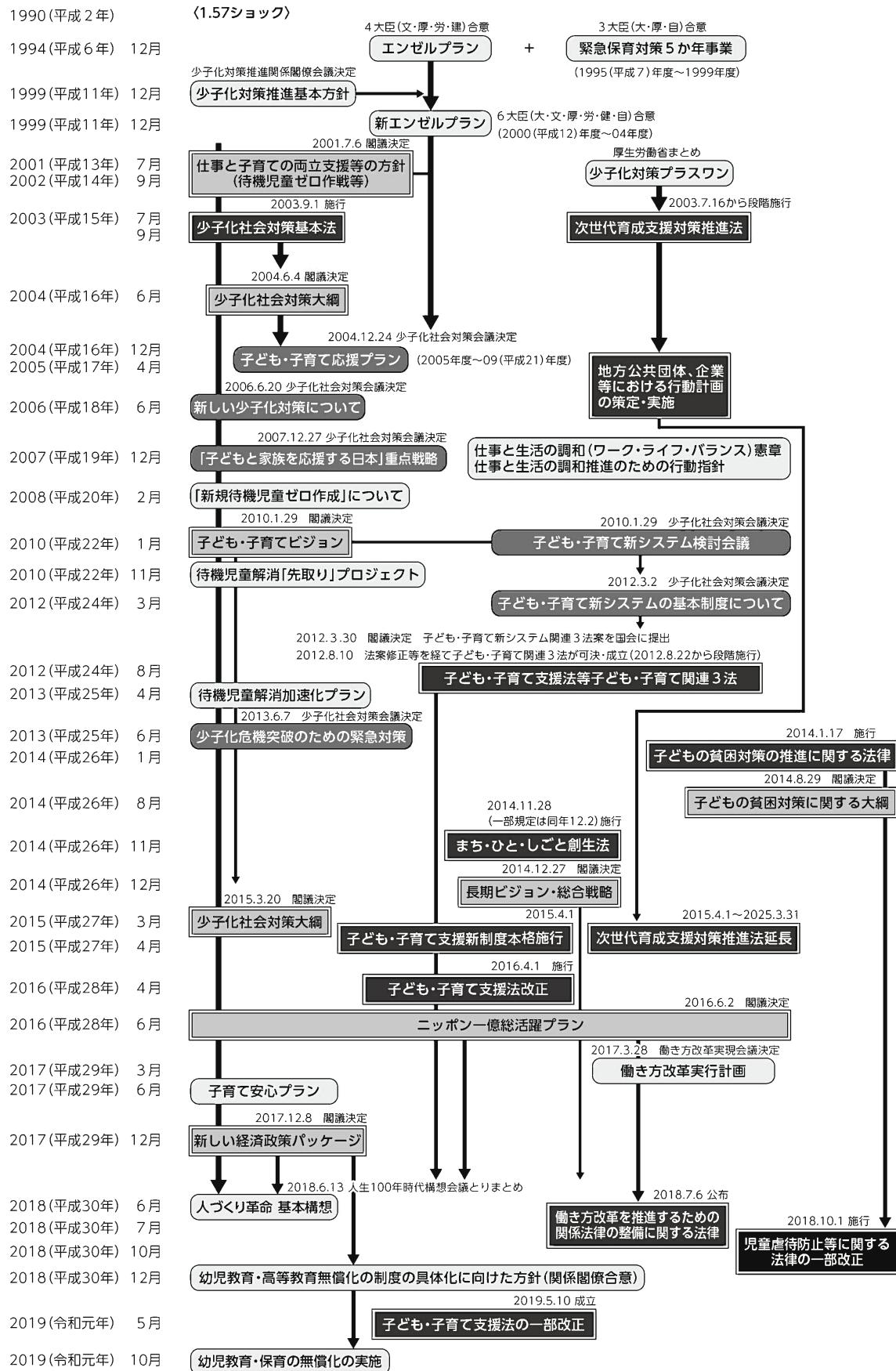
また、これらの法に基づく、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準の子ども・子育て支援を推進していくことが必要です。

本市では、上記の動向および、現行計画である「加東市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握したうえで、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。さらに、子どもの貧困等についての内容を追加し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。



## ■ 子ども・子育て施策に関するこれまでの取組

■ 法律 ■ 閣議決定 ■ 少子化社会対策会議決定 ■ 上記以外の決定等





## 2 計画の位置づけ

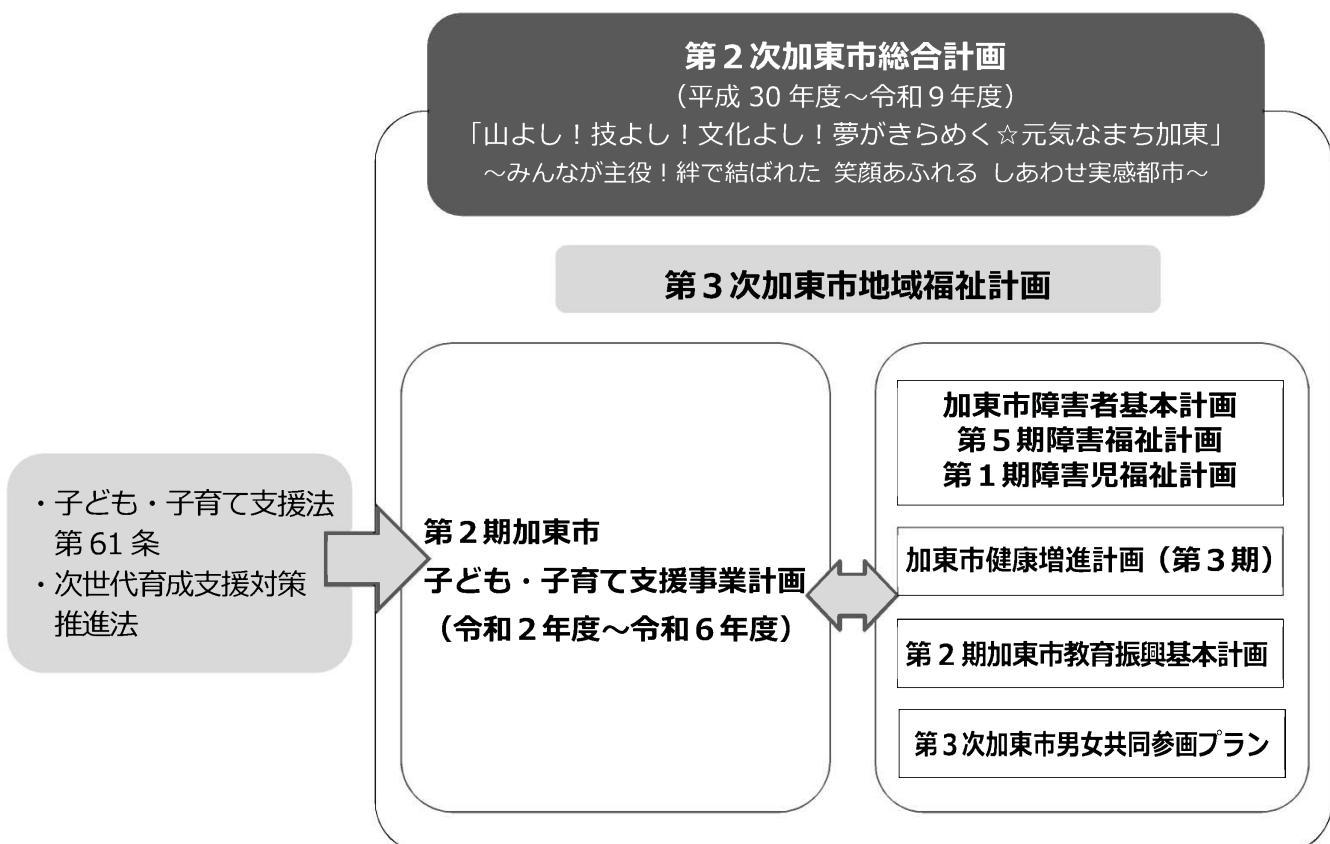
本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

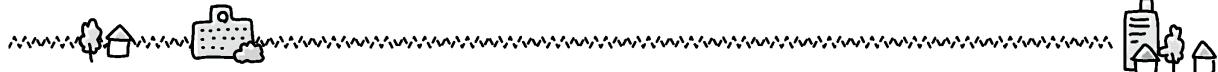
本市の市政運営の柱となる第2次加東市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

さらに、「加東市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。

### ■ 他計画との連携

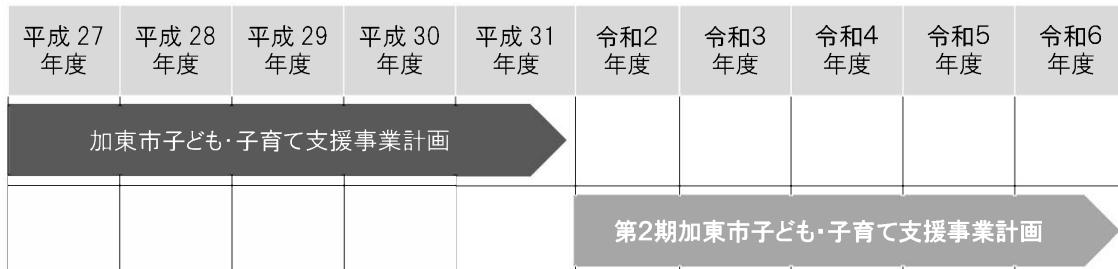




### 3 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

■ 計画期間



### 4 制度改正等のポイント

#### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日に子ども・子育て支援法が改正され、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

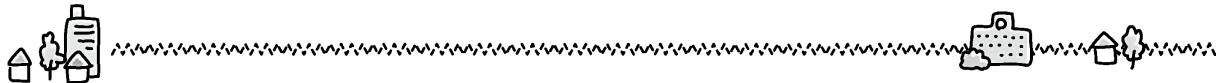
令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道



府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

## (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

### ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

### ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

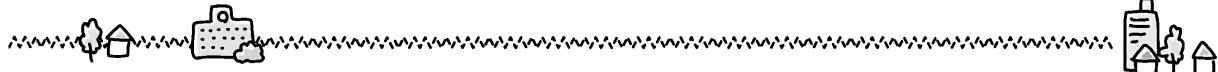
国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

## (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことになりました。



## 5 計画の策定体制と経過

本計画の策定体制としては、「加東市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、パブリックコメントで得られたニーズ調査結果や計画最終案に対する意見を会議で協議し、計画に反映しました。

### (1) 子育て支援に関するアンケートの実施

すべての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

### (2) 「加東市子ども・子育て会議」の設置

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「加東市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

### (3) パブリックコメントの実施

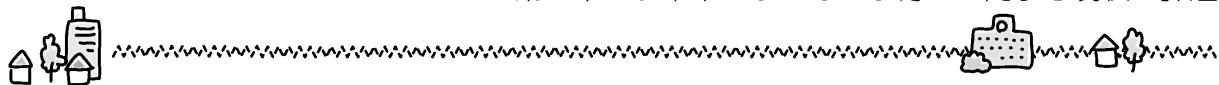
本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。



## 第2章

# 加東市の子ども・子育てに 関する現状と課題





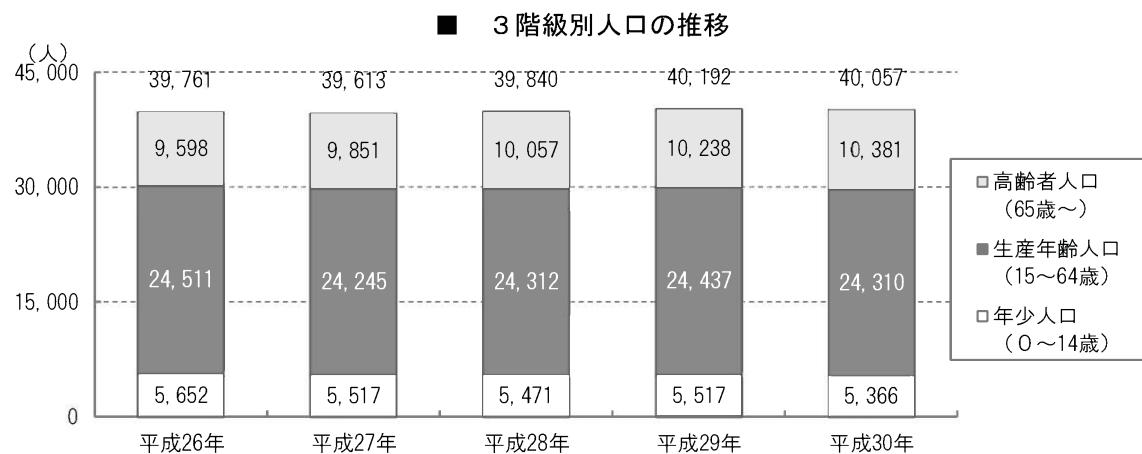
## 第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

### 1 統計等からみる加東市の現状

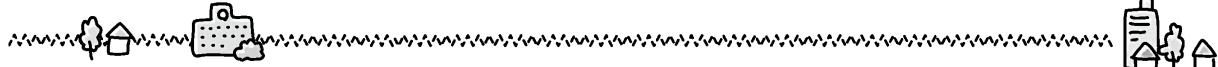
#### (1) 人口等の状況

##### ① 人口（3区分）の推移

本市の総人口は、増減を繰り返しながら4万人前後で推移しています。年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にありますが、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）については総人口と同様に増減を繰り返しています。

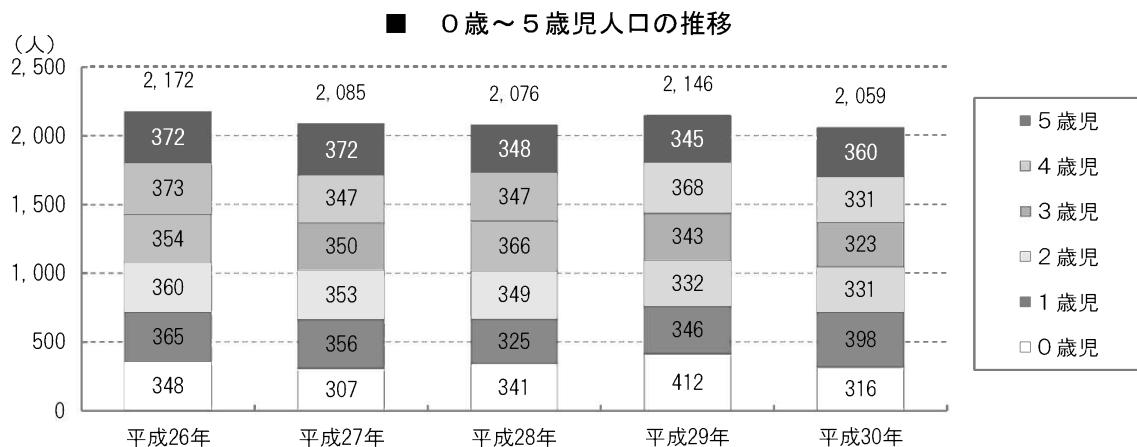


資料：住民基本台帳（各年4月1日）



## ② 就学前児童（1歳階級別）人口の推移

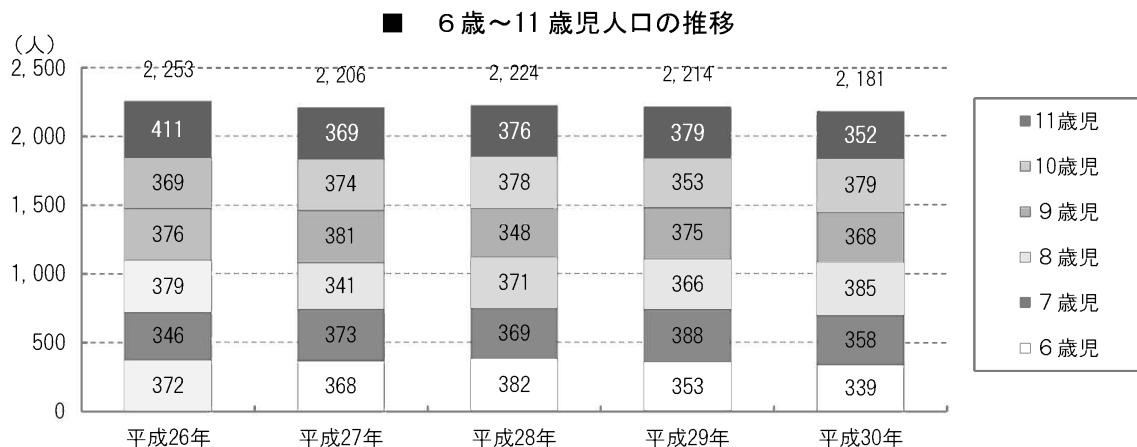
就学前児童（0歳～5歳）の1歳階級別人口の推移をみると、平成29年における0歳児、1歳児、4歳児の増加率が高くなっています。平成30年には、0歳児、4歳児は減少に転じています。



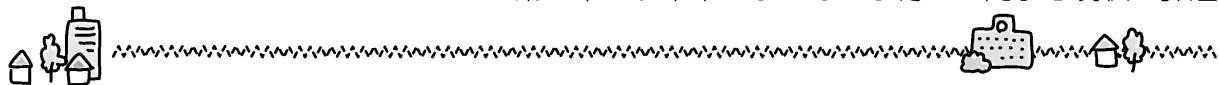
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## ③ 小学生（1歳階級別）人口の推移

小学生（6歳～11歳）の1歳階級別人口の推移をみると、各年齢いずれも微増、微減を繰り返しています。

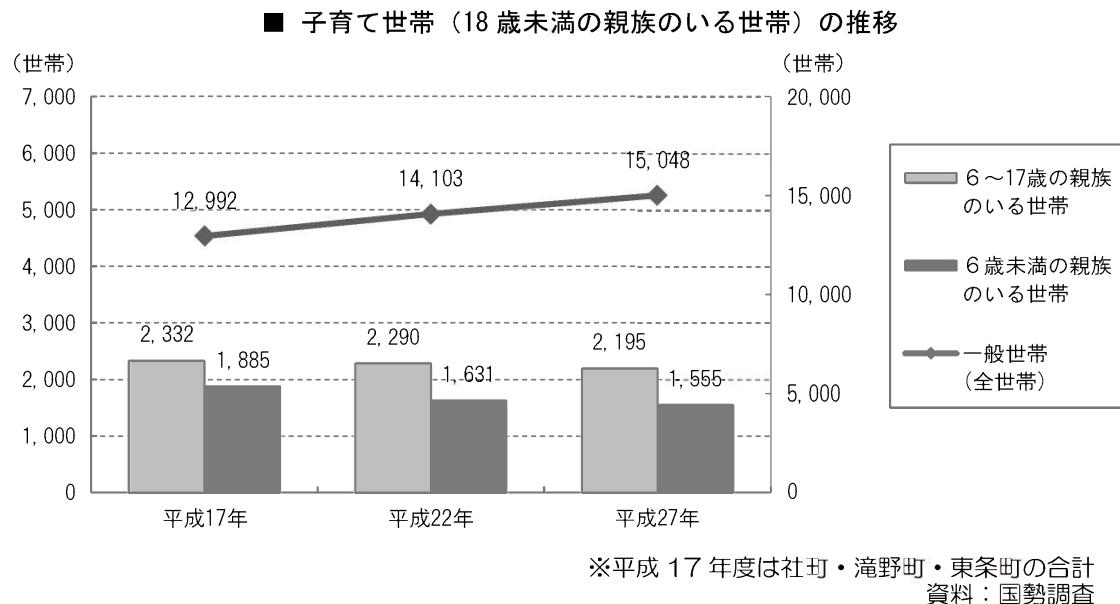


資料：住民基本台帳（各年4月1日）



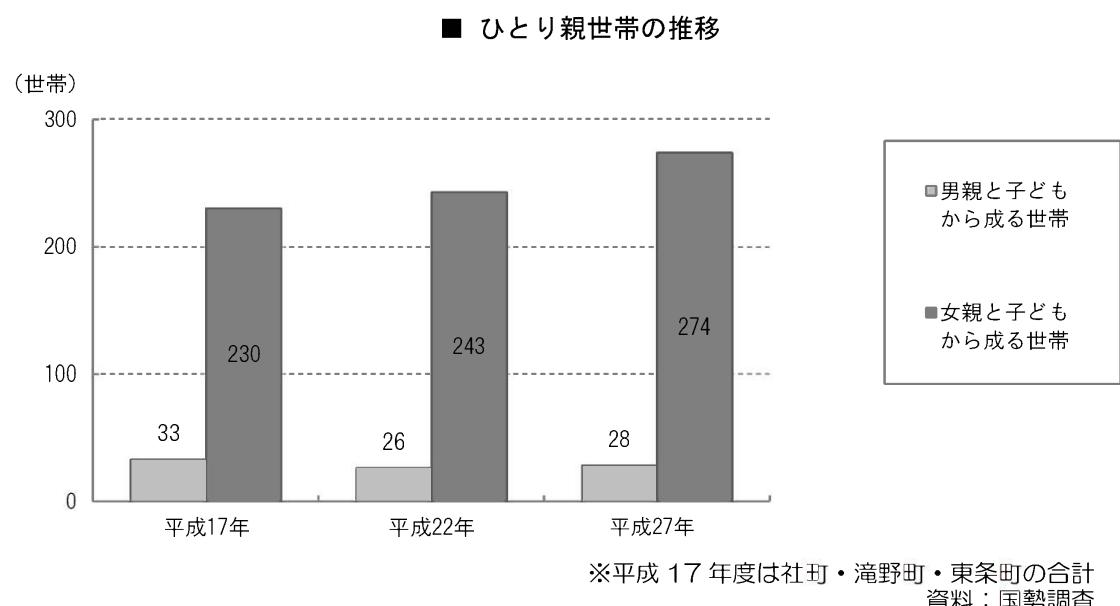
#### ④子育て世帯の推移

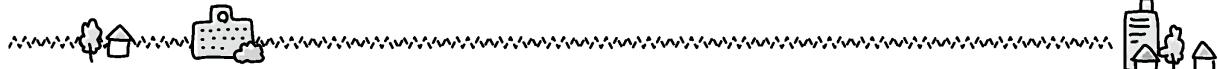
子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯はともに減少しています。



#### ⑤ひとり親世帯の推移

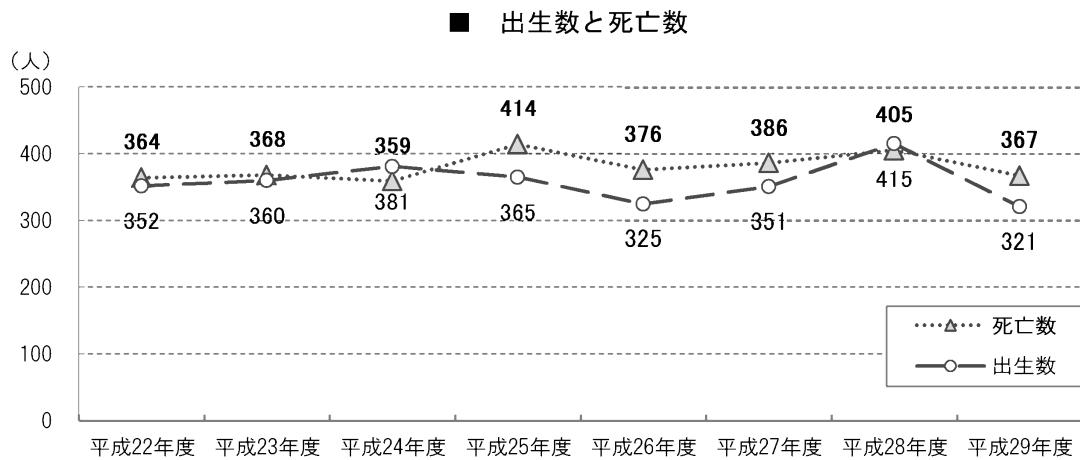
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもからなる世帯はほぼ横ばいで推移している一方で、女親と子どもからなる世帯は増加しています。





## ⑥ 出生数と死亡数の推移

平成24年度・平成28年度を除き、出生数が死亡数を下回る自然減となっていますが、出生数、死亡数は拮抗しており、減少幅は小さくなっています。

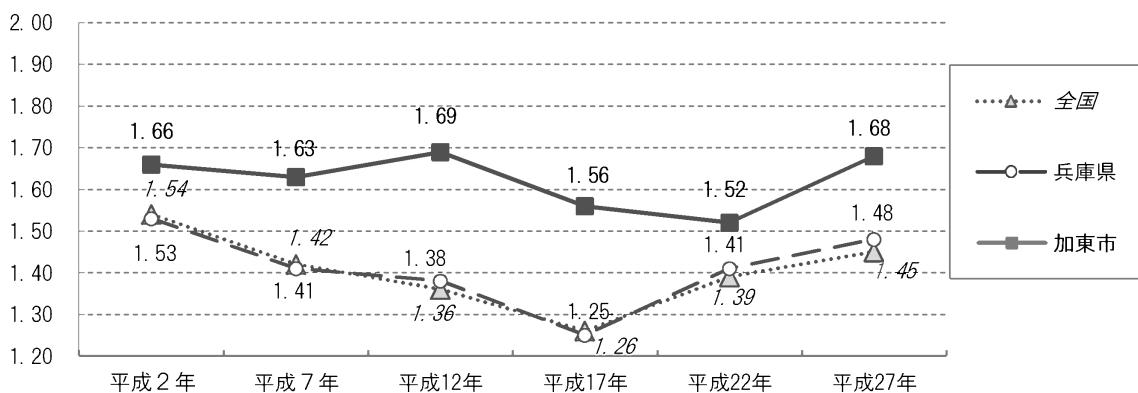


出典：住民基本台帳

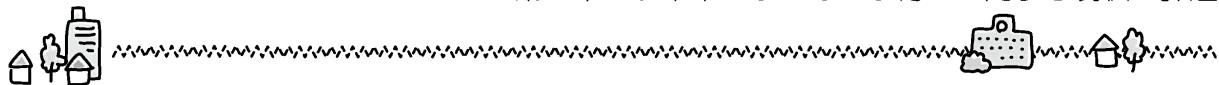
## ⑦ 合計特殊出生率※の推移

本市の合計特殊出生率は、全国、県を上回る水準で推移しています。平成12年以降は減少傾向にありましたが、平成27年には増加に転じ、平成12年とほぼ同等の1.68となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

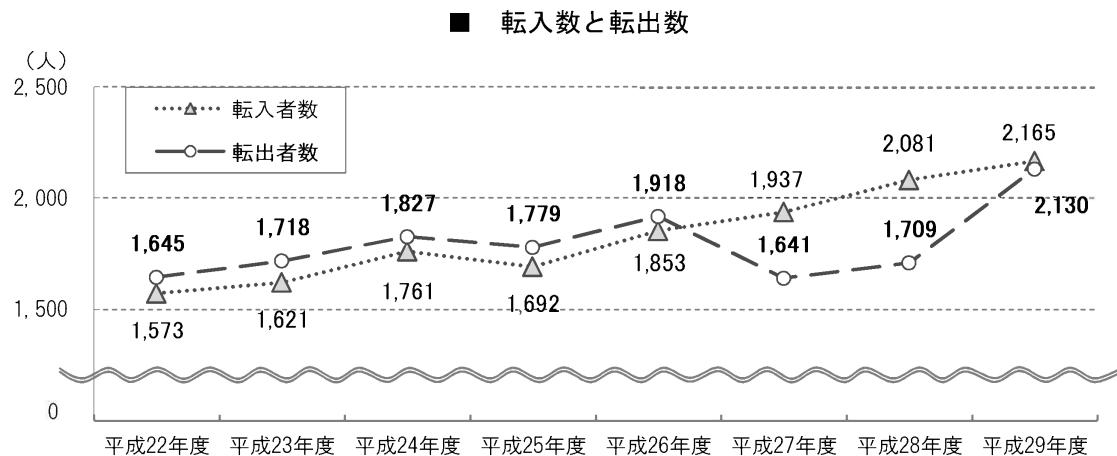


※合計特殊出生率とは、1人の女性が一生のうちに産むとされる子どもの人数  
資料：国勢調査



## ⑧ 転入数と転出数の推移

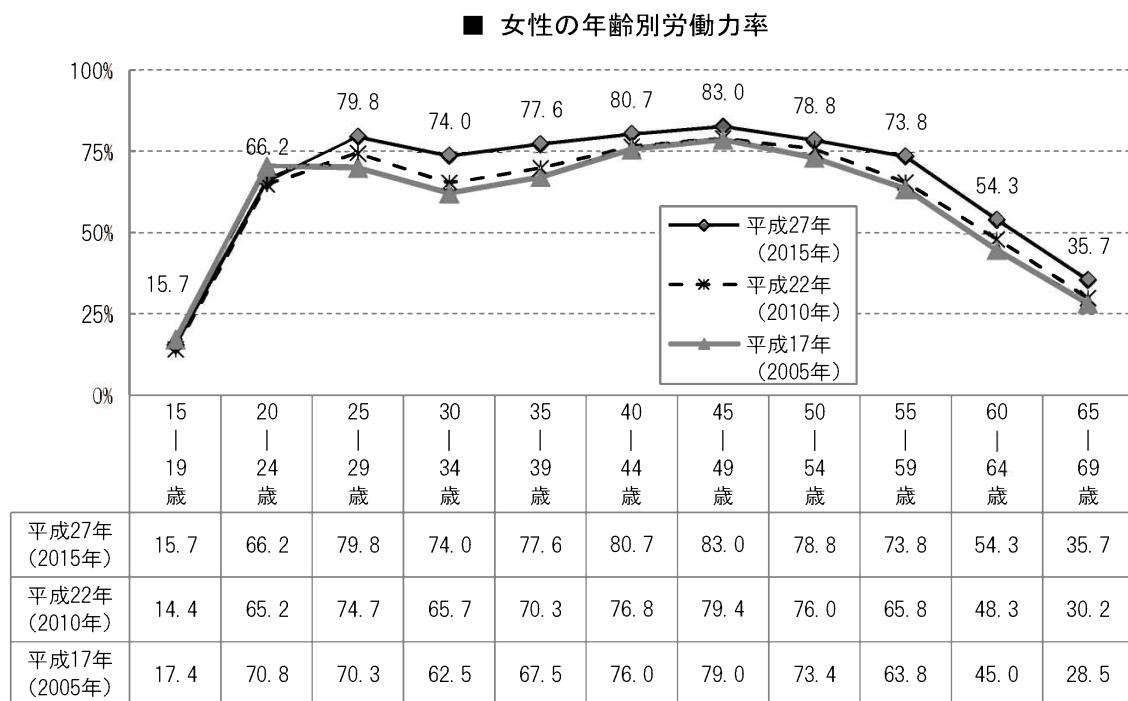
転入数と転出数をみると、平成26年度までは転出数が転入数を上回る社会減となっていますが、平成27年度以降は社会増に転じています。



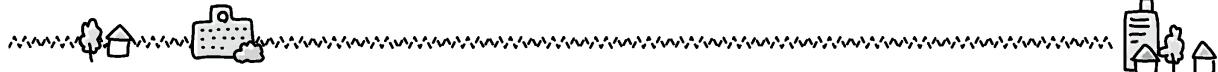
出典：住民基本台帳

## ⑨ 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、30～34歳が最も低くなるM字カーブを描いていますが、M字の谷は年々底上げされてきています。35歳以降は、過去の労働力率をおおむね上回って推移しています。



資料：国勢調査



## 2 ニーズ調査から見る加東市の現状

### (1) 調査の概要

第2期加東市子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望などを把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童のいる世帯および小学校児童のいる世帯を対象に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ■ 調査票の種類と調査対象者および調査の実施方法

①調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童の保護者の方へ）」	
調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の就学前児童の保護者
調査票配布数	1,200人
調査期間	平成31年3月12日～平成31年3月25日
調査方法	郵送による配布・回収

②調査票「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（小学生の保護者の方へ）」	
調査対象者	平成31年2月1日時点で、市内在住の小学生の保護者
調査票配布数	800人
調査期間	平成31年3月12日～平成31年3月25日
調査方法	郵送による配布・回収

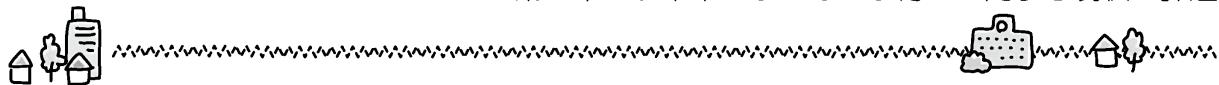
#### ■ 調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	1,200	471	39.3
小学生の保護者	800	326	40.8

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

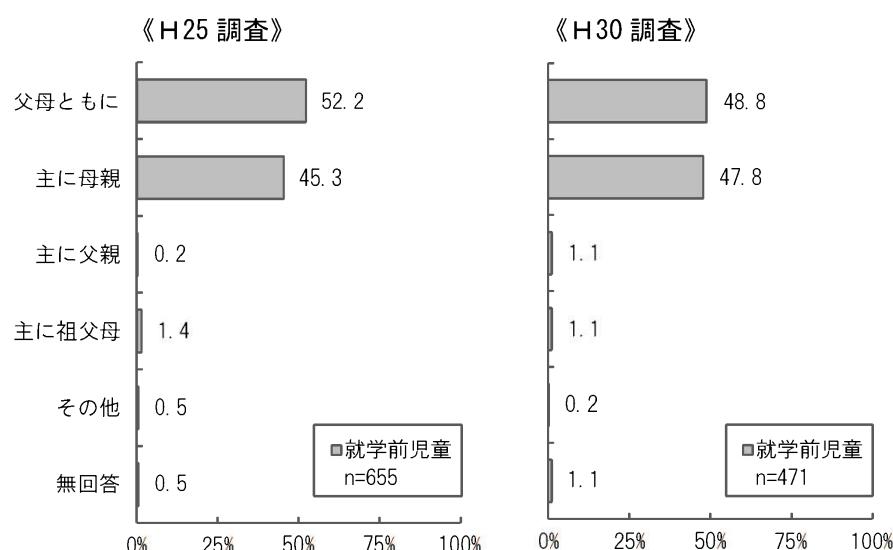


## (2) 主な保育者の状況

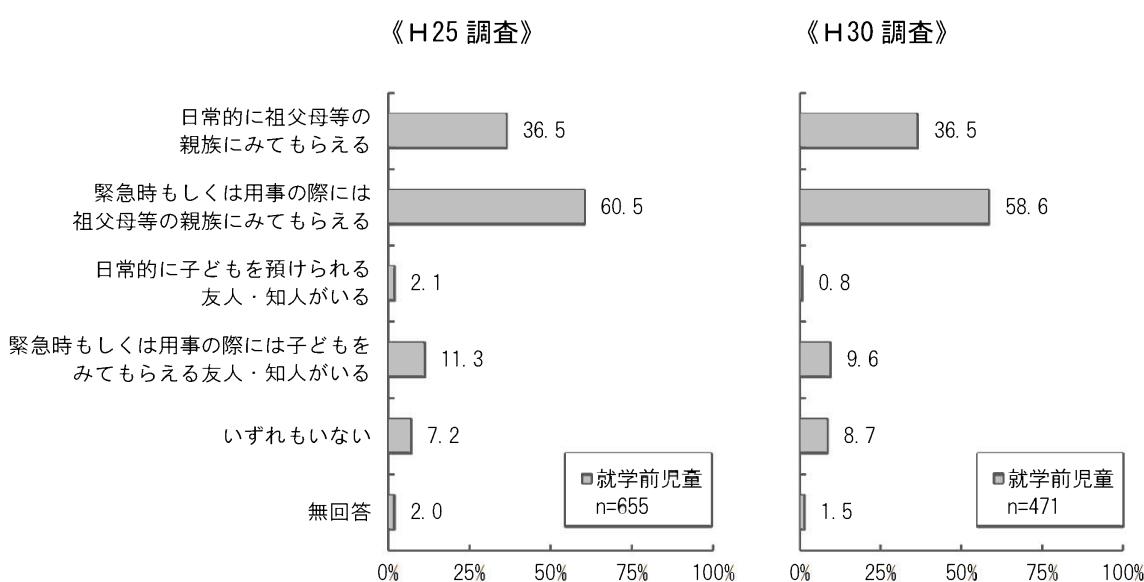
日常的に子育てにかかわっている方をみると、「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。

主な親族等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と親族の協力者が多い状況です。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は2割未満であることから、緊急時であっても友人・知人には預けにくい状況がうかがえます。

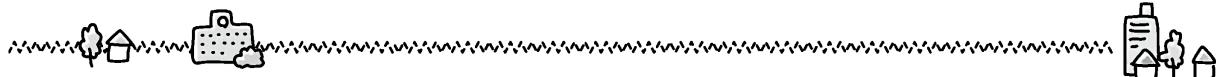
### ■ 日常的に子育てに関わっている方



### ■ 主な親族等協力者の状況



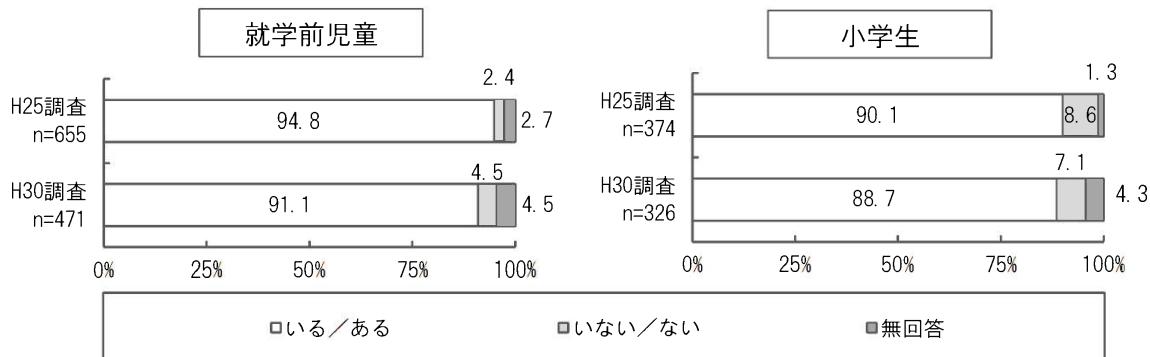
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書



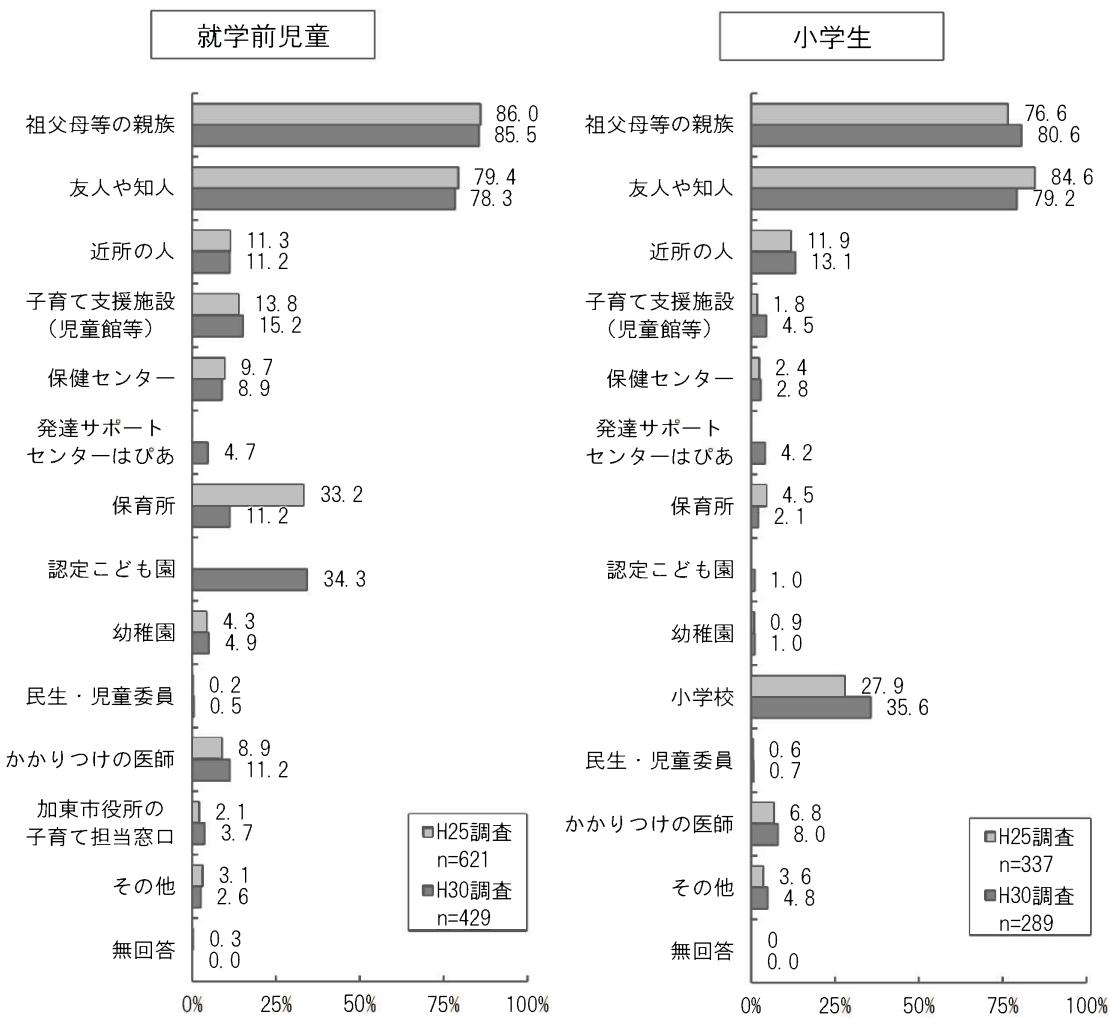
気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」が約9割を占めています。

気軽に相談できる相手（場所）は、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。

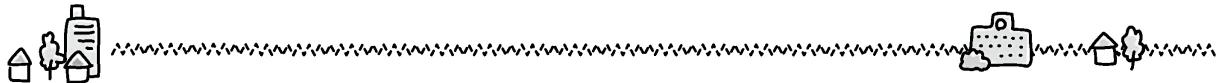
#### ■子育てに関して気軽に相談できる人の有無



#### ■子育てに関して気軽に相談できる相手



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



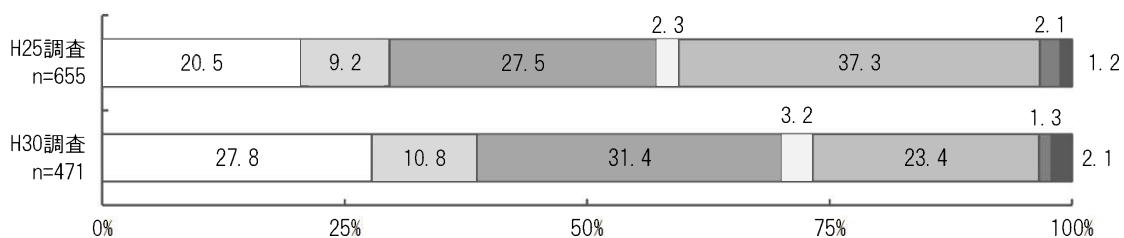
### (3) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の73.2%・小学生82.8%が就労しています（休業中含む）。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童14.0%、小学生1.8%となっています。

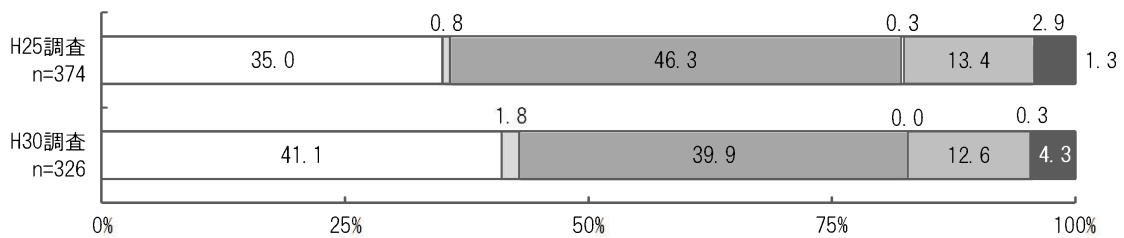
前回調査と比較すると、『就労している』母親の割合は、就学前児童で13.7ポイント、小学生では0.4ポイント高くなっています。就学前児童の母親の就労率の上昇が顕著となっています。『産休・育休・介護休業を取得中』の母親の割合も就学前児童・小学生ともに高くなっています。

■ 母親の就労状況

#### 就学前児童



#### 小学生



□ フルタイムで就労している

□ フルタイムで就労しているが、  
産休・育休・介護休業中である

■ パート・アルバイト等で就労している

■ パート・アルバイト等で就労しているが、  
産休・育休・介護休業中である

■ 以前は就労していたが、  
現在は就労していない

■ これまで就労したことがない

■ 無回答

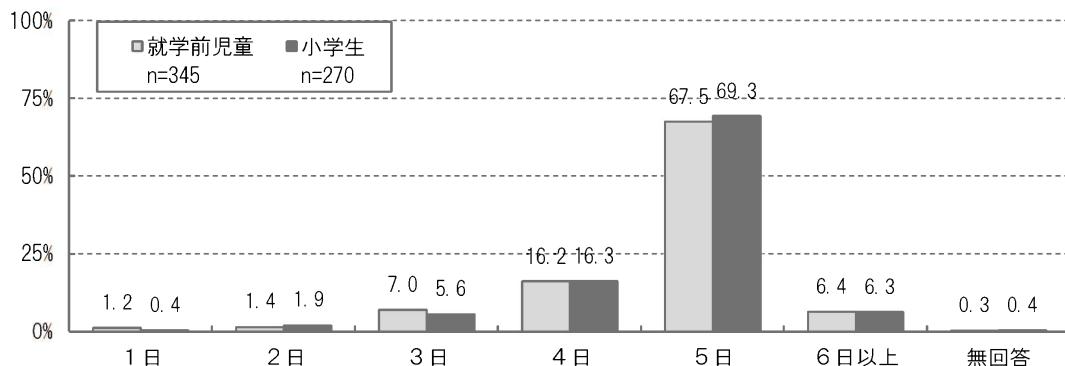
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



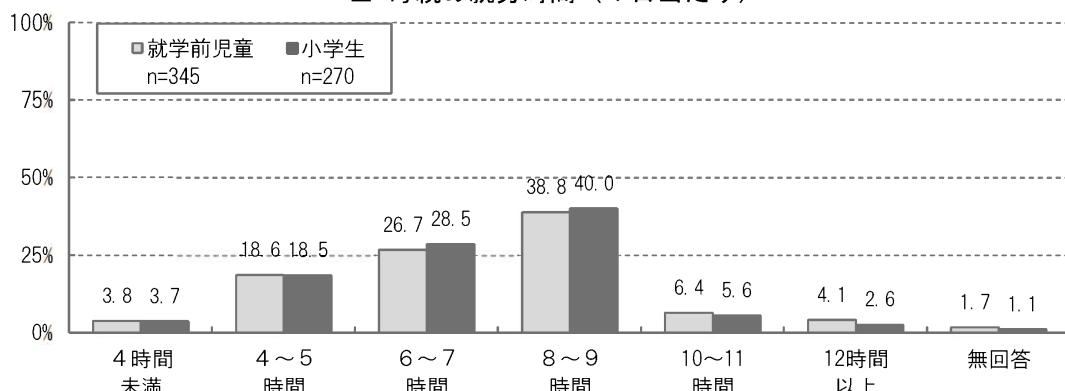
母親の就労日数と就労時間みると、就学前児童・小学生ともに1週当たり「5日」、1日当たり「8~9時間」が最も高くなっています。

また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望』がある母親は、就学前児童・小学生ともに約3割となっています。

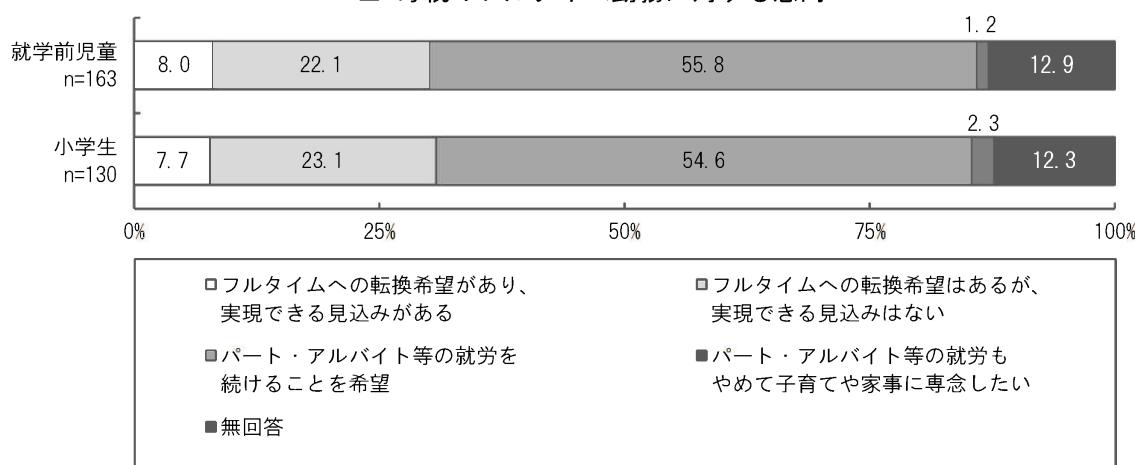
#### ■ 母親の就労日数（1週当たり）



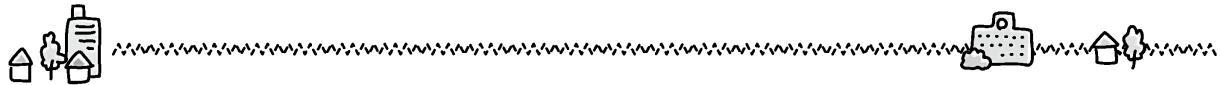
#### ■ 母親の就労時間（1日当たり）



#### ■ 母親のフルタイム勤務に対する意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

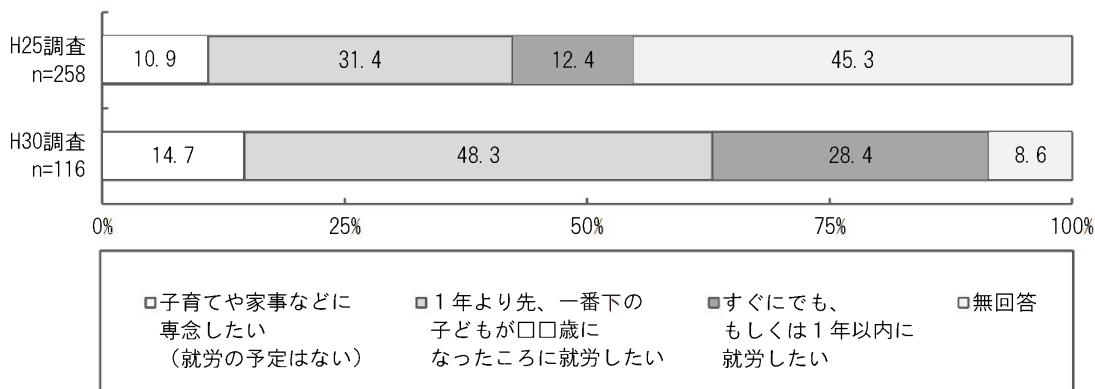


就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童の母親では76.7%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」(48.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.4%)、小学生の母親では52.3%、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」(19.0%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(33.3%)となっています。

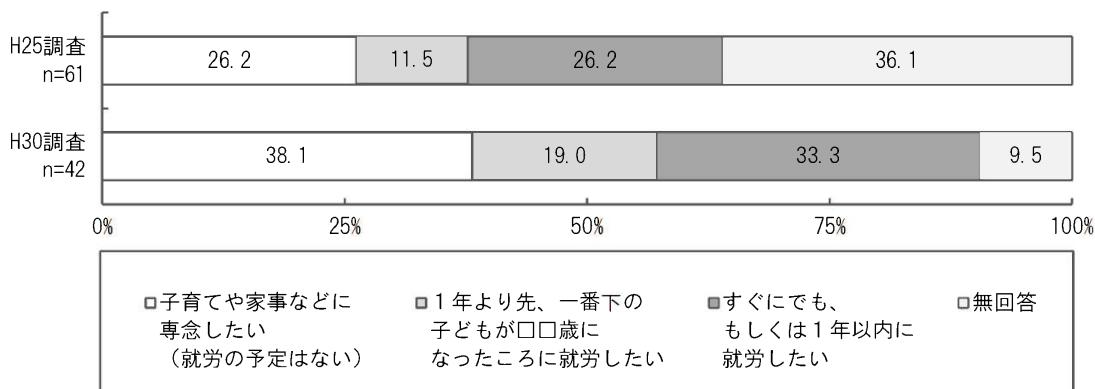
前回調査と比較すると、就労したい母親の割合は、就学前児童では32.9ポイント、小学生では14.6ポイント高くなっています。

#### ■ 就労していない母親の今後の就労意向

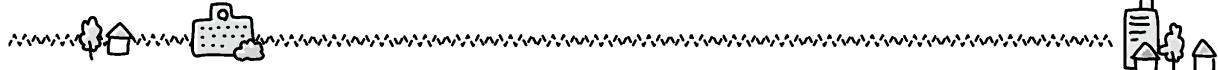
##### 就学前児童



##### 小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

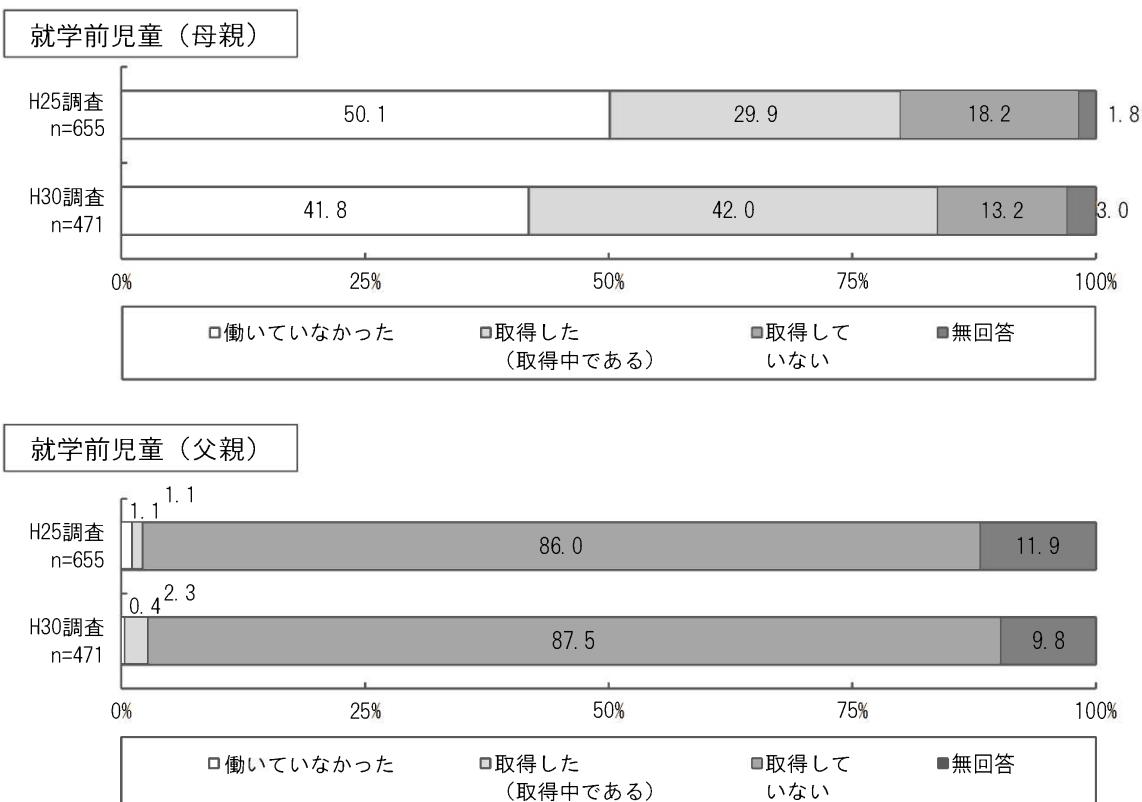


#### (4) 育児休業制度利用の状況

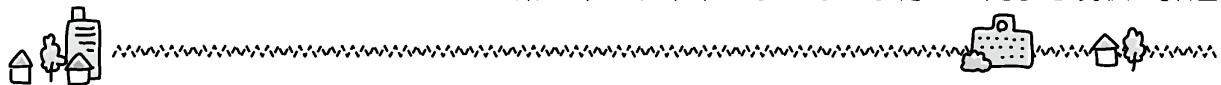
育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は42.0%であるのに対し、父親は2.3%と低い状況です。

また、前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」と回答した割合は、母親で12.1ポイント、父親で1.2ポイント高くなっています。

##### ■ 育児休業制度の利用状況



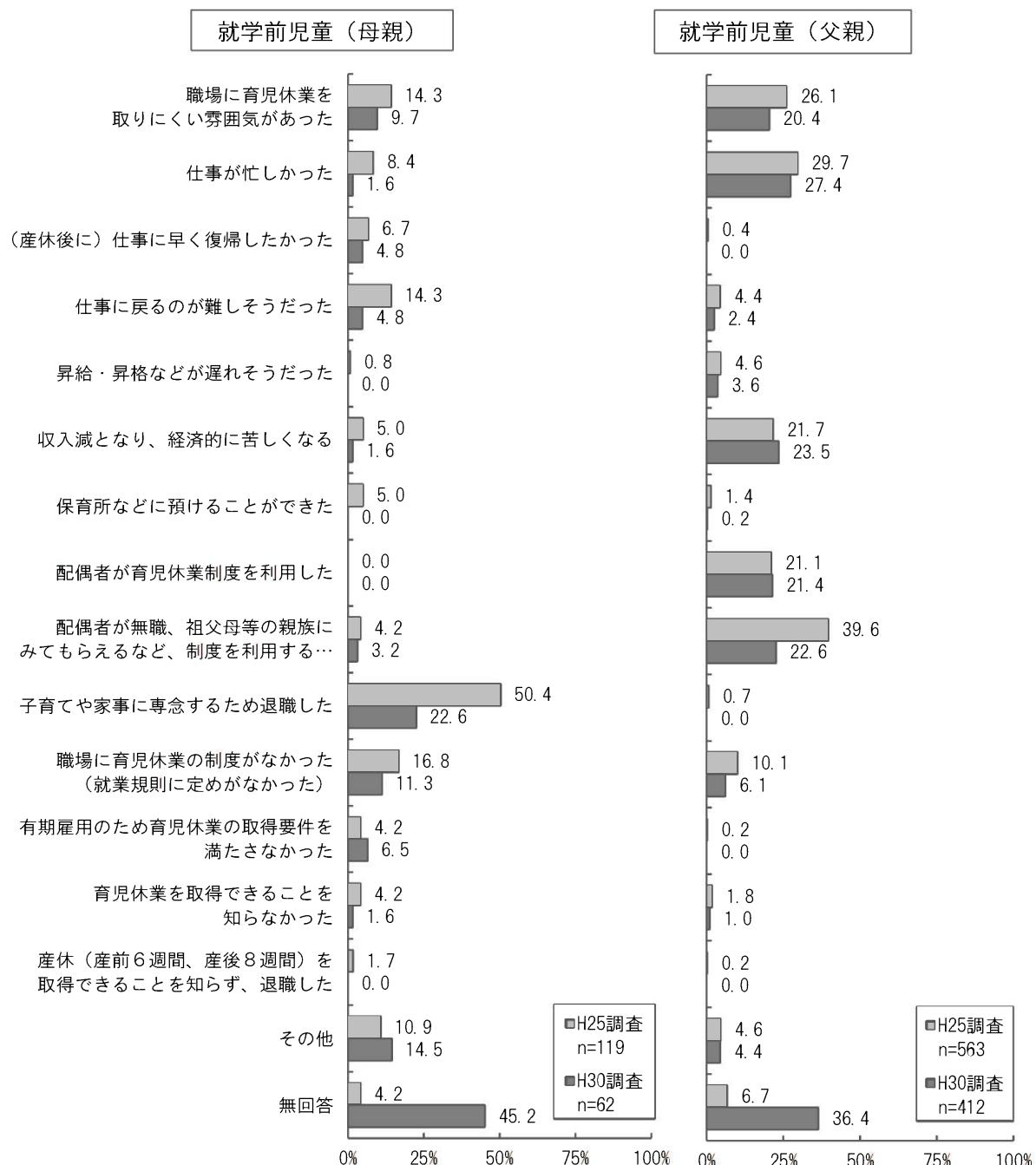
資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書



母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」(22.6%)が最も高いものの前回調査を大きく下回っており、取得率の向上を裏付ける結果となっています。

父親は「仕事が忙しかった」、「収入源となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が無職、祖父母等にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの理由が2割を超えていました。

#### ■ 育児休業を取得していない理由（複数回答）



資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

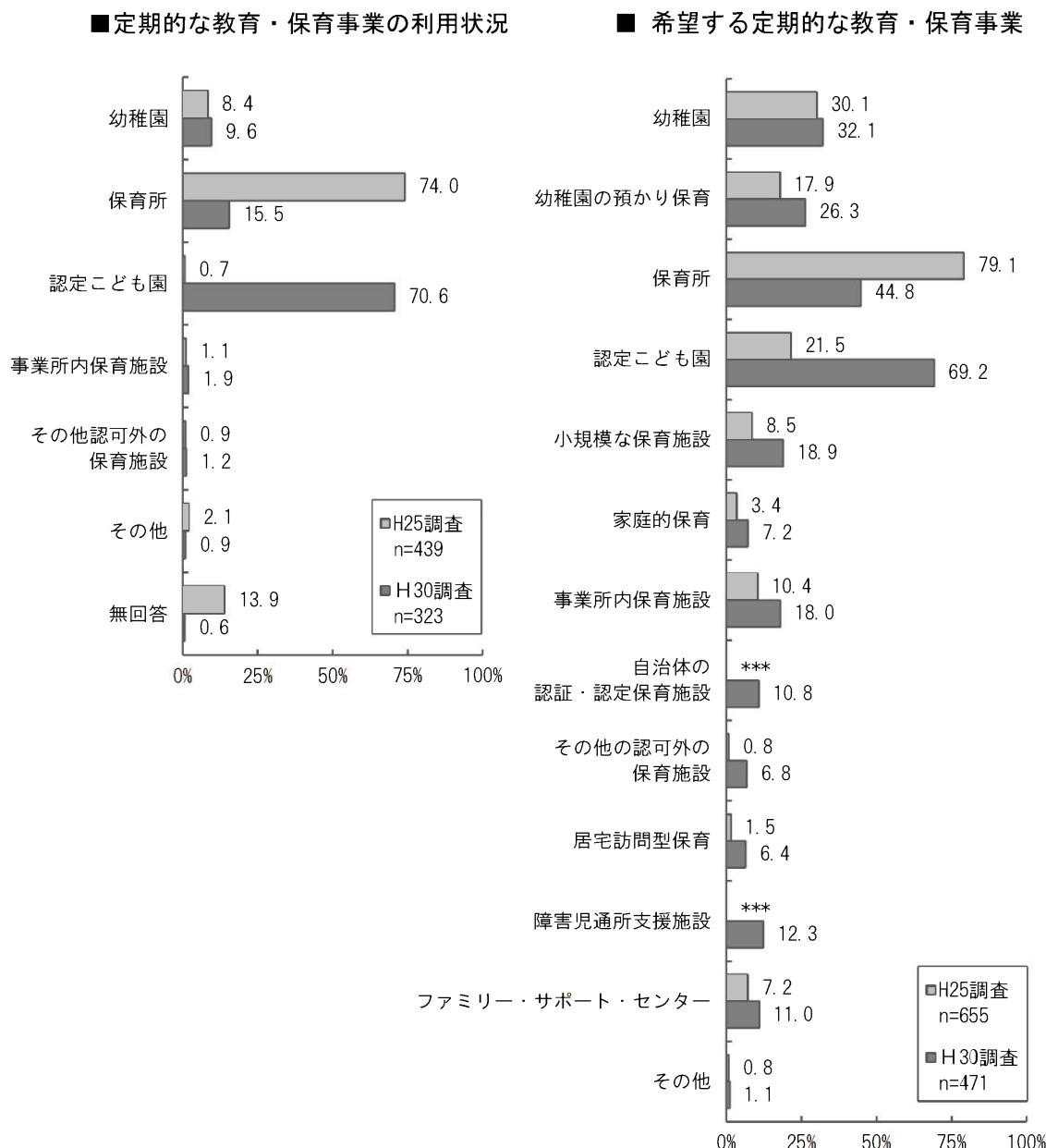


## (5) 教育・保育事業の状況

### ①定期的な教育・保育事業の利用状況および利用希望

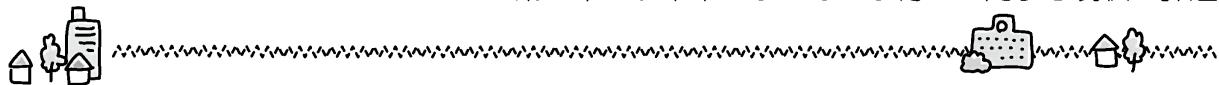
定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園」の割合が最も高く、次いで「保育所」となっています。

利用希望をみると、「認定こども園」の割合が最も高くなっていますが、ほかの事業（保育所を除く）も前回調査を上回っており、定期的な教育・保育事業の利用ニーズが多様化している現状がうかがえます。



※平成30年度は「利用料がかかっても、利用したい」の割合

資料：子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告書

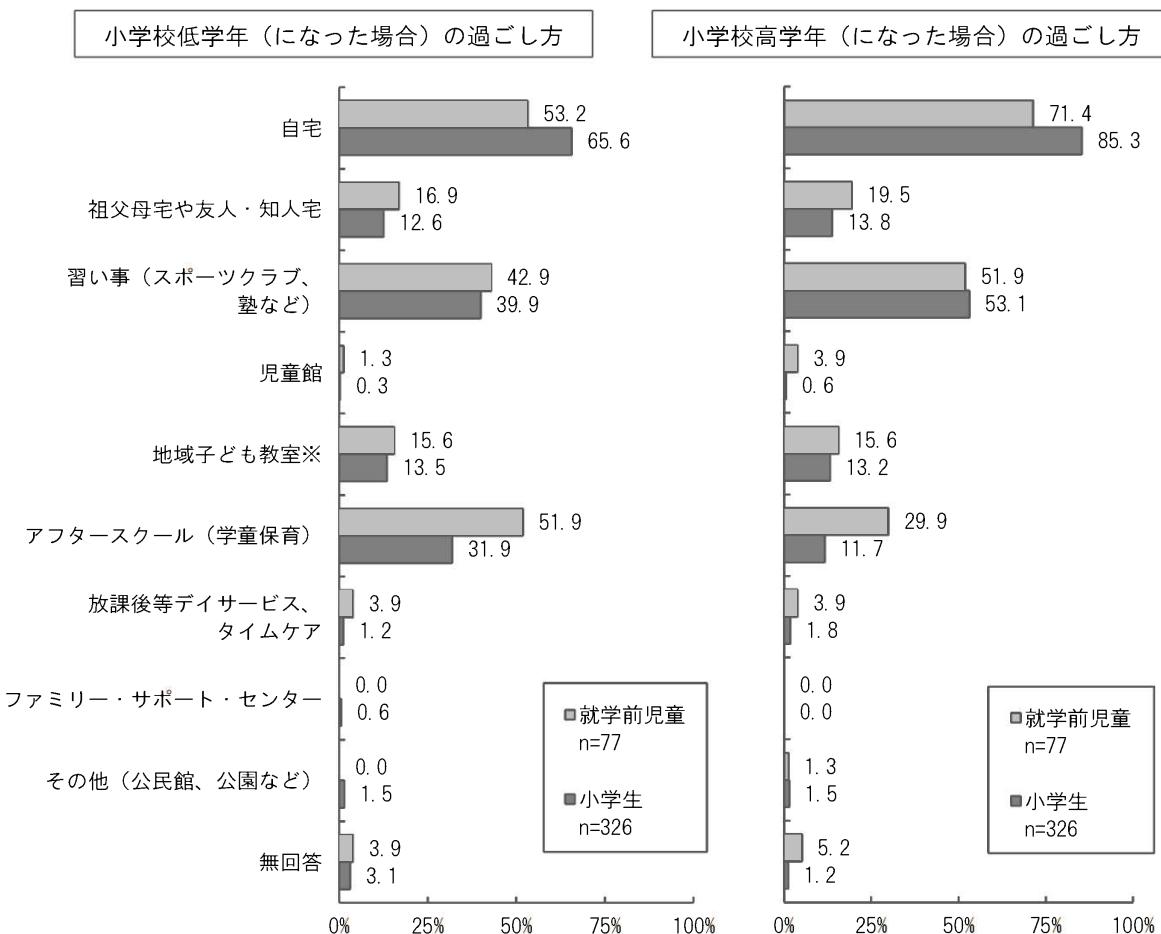


## ②アフタースクールの利用希望

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては以下のとおりであり、就学前児童、小学生いずれも「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の割合が高くなっています。

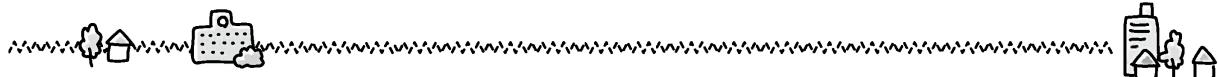
「アフタースクール」の利用希望をみると、低学年時の希望は、「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」に次いで高くなっているものの、高学年では低学年に比べて半減しており、その一方で「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の希望が増加しています。

### ■ 放課後の過ごし方の希望



※「就学前児童」は5歳児のみ対象です

資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書

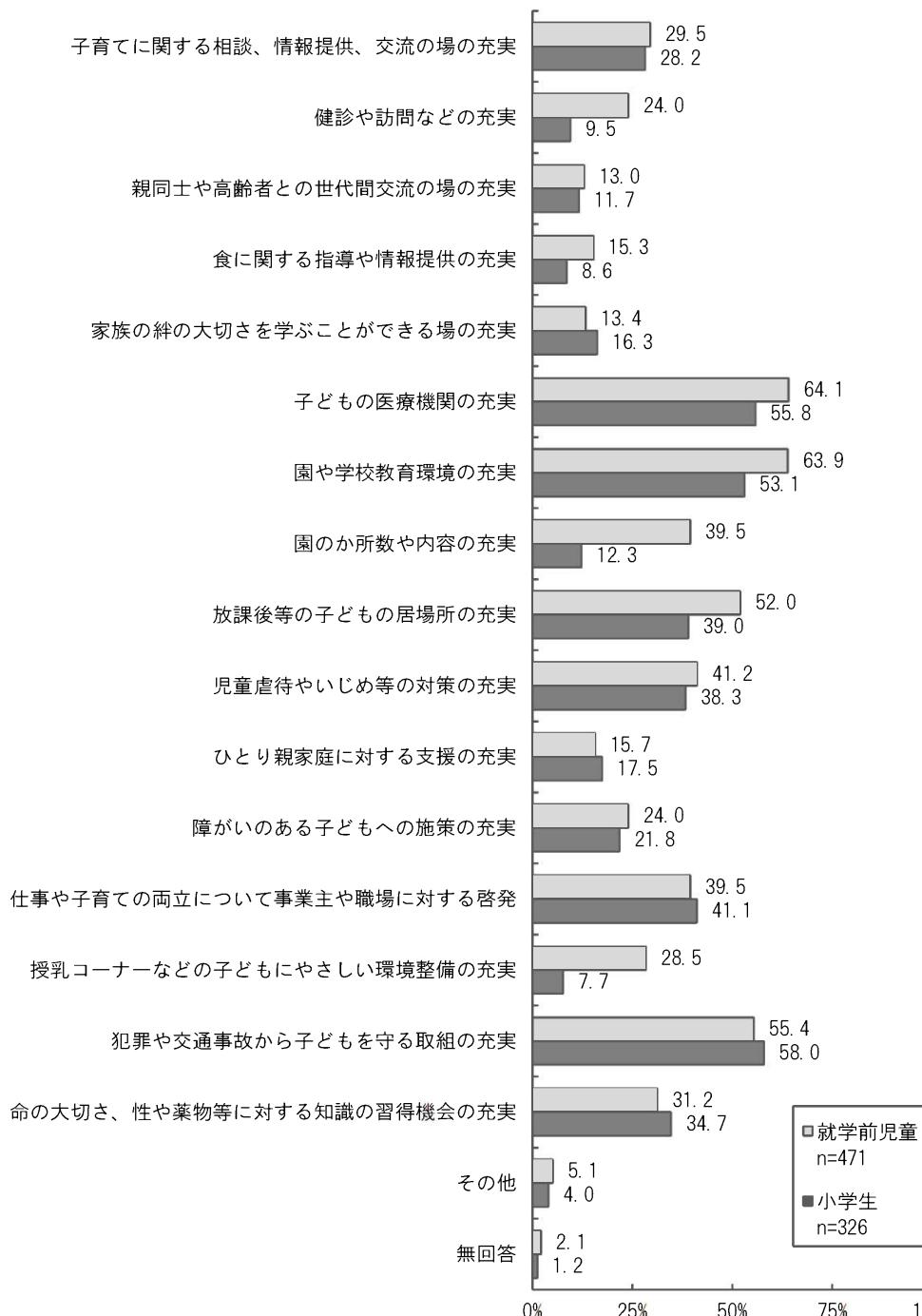


## (6) 子育て支援施策

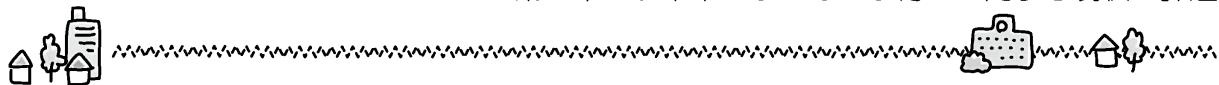
充実してほしい子育て支援策は、就学前児童では「子どもの医療機関の充実」が最も高く、次いで「園や学校教育環境の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組の充実」、「放課後等の子どもの居場所の充実」などを挙げています。

小学生では、「犯罪や交通事故から子どもを守る取組の充実」が最も高く、次いで「子どもの医療機関の充実」、「園や学校教育環境の充実」などを挙げています。

■ 充実してほしい子育て支援



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書



### 3 施策の進捗評価

加東市子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と6つの基本施策、211事業により構成され、その結果として実施できている事業 207事業（98.1%）、一部実施できている事業 3事業（1.4%）、実施できていない事業 1事業（0.5%）という進捗評価となりました。

#### ■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	取組数	事業数	実施できている	一部実施できている	実施できていない
計画全体	86	211	207	3	1
基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
1 子どもの豊かな心を育む環境の充実	25	48	48	0	0
2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応	10	38	38	0	0
基本目標2 すべての親が安心して子育てをするための支援					
1 安心して子育てができる環境づくり	22	71	70	1	0
2 子育てと仕事の両立の推進	4	11	11	0	0
基本目標3 みんなで子育てを応援するまちづくり					
1 地域の子育て応援の輪づくり	8	17	15	2	0
2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり	17	26	25	0	1

※「平成30年度加東市子ども・子育て支援事業計画進捗状況シート」より算出

